

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為

平成 29 年 2 月 28 日 島根県告示第 80 号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第 31 号。以下「規則」という。）第 12 条及び第 14 条の規定により知事が指定する行為は、次のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 2 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 規則第 12 条第 1 項第 4 号及び第 14 条第 1 項第 4 号の規定により知事が定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 松江市景観計画（平成 24 年松江市告示第 425 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (2) 出雲市景観計画（平成 26 年出雲市告示第 56 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (3) 津和野町景観計画（平成 20 年津和野町告示第 54 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (4) 大田市景観計画（平成 22 年大田市告示第 1 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (5) 奥出雲町景観計画（平成 24 年奥出雲町告示第 23 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (6) 江津市景観計画（平成 26 年江津市告示第 91 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (7) 益田市景観計画（平成 27 年益田市告示第 15 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (8) 海士町景観計画（平成 29 年海士町告示第 1 号）に定められた景観計画区域内で行う行為
- (9) 浜田市景観計画（平成 29 年浜田市告示第 10 号）に定められた景観計画区域内で行う行為